

佐賀県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第3号

佐賀県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

佐賀県教育委員会表彰規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（具申）</u></p> <p>第3条 関係団体の代表者又は関係機関の長（以下「代表者等」という。）は、当該団体若しくは当該機関に所属する者又は当該団体若しくは当該機関が<u>前条</u>の規定に該当すると認められるときは、県教育委員会に<u>具申</u>することができる。</p> <p>2 代表者等は、前項の規定により<u>具申</u>する場合は、被表彰候補者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p><u>（1）具申書</u></p> <p><u>（2）～（5）略</u></p> <p>第4条～第7条 略</p>	<p><u>（欠格事由）</u></p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。</p> <p><u>（1）禁錮以上の刑に処せられた者で、その判決が確定した後、県教育委員会が定める期間を経過しない者</u></p> <p><u>（2）破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><u>（3）前2号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと認められるもの</u></p> <p><u>（推薦）</u></p> <p>第4条 関係団体の代表者又は関係機関の長（以下「代表者等」という。）は、当該団体若しくは当該機関に所属する者又は当該団体若しくは当該機関が<u>第2条</u>の規定に該当すると認められるときは、県教育委員会に<u>推薦</u>することができる。</p> <p>2 代表者等は、前項の規定により<u>推薦</u>する場合は、被表彰候補者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p><u>（1）～（4）略</u></p> <p>第5条～第8条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。